

公益財団法人 西川記念財団奨学金給付規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人西川記念財団（以下当財団という。）の定款第4条第1項に基づき、奨学生及び奨学金支給事業の細則について定め、業務の適正確実な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定では、学資の支給を受ける者を奨学生といい、給付する学資を奨学金という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 母子または父子世帯で出願時に18才以上65才未満の同居者がいない家庭・または児童世帯で、人物・学力共にすぐれ、かつ学習意欲が高いにもかかわらず経済上の理由で大学進学が困難であること。
- (2) 広島県内に居住していること。
- (3) 学校教育法による広島県内の高等学校に在学しており、出願した年度の3月に卒業見込であること。
- (4) 出願した次年度の4月に学校教育法による広島県内の夜間学部・通信学部・短期大学を除く大学に進学すること。

(奨学金の給付等)

第4条 奨学金の額は、月額60,000円とし、その給付期間は大学における正規の最短修業年限とする。また、入学時に入学準備金として50,000円を給付する。

- 2 奨学金は、第11条の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。
- 3 奨学金は、奨学生が進学する大学の授業料、施設負担金およびその他大学の成業に必要な費用に充当することを目的として給付する。
- 4 奨学金の給付は、6月・9月・12月・3月に金融機関に設けた奨学生の預金口座に、3か月分を併せて振り込む方法により行うものとする。入学準備金は入学した年度の6月振り込み時に合わせて併せて振り込むものとする。
- 5 奨学生の在学する大学が1月以上継続して正規の授業が行われていないと認められる場合又は1月以上継続して臨時に休業した場合は、当該状況の継続する間奨学金を交付しない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(出願の手続き)

第5条 奨学生となろうとする者（以下奨学生志望者という。）は、願書に次の書類を添え、在学する高等学校長を経て代表理事に提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書
 - (2) 奨学生推薦書
 - (3) 第1学年から直近までの学業成績証明書
 - (4) 本人の戸籍謄本(筆頭者と養育者が違う場合は養育者の戸籍謄本もあわせて提出すること。)
 - (5) 本人の住民票謄本および世帯を分けている場合の同居者の住民票謄本
 - (6) 世帯員全員および世帯を分けている場合の同居者の所得を証明する書類(課税台帳証明書等)
 - (7) 世帯員全員および世帯を分けている場合の同居者の非課税部分の収入を証明するもの(遺族年金・生活保護費・児童扶養手当・児童手当・第三者からの援助*・慰謝料等*) ※様式問わず
 - (8) 作文
 - (9) その他必要な書類
- 2 奨学生志望者は、各種書類の提出をもって、この規定および個人情報保護方針に同意したものとする。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、理事1名及び学識経験者2名による奨学生選考委員会の選考を経て、広島県内の高等学校に在学する奨学生志望者の中から奨学生予定者を決定し、本人及び前条の高等学校長に通知するものとする。

- 2 奨学生予定者となったものは、前項の通知を受けた日から所定の期日までに以下の書類を当財団に提出するものとする。
- (1) 在学証明書
 - (2) 進学届
 - (3) 奨学金振込口座届
- 3 代表理事は、奨学生予定者から前項の書類を受けたときは、当該奨学生予定者を奨学生として採用することを決定するものとする。

(奨学生の採用の取り消し)

第7条 奨学生予定者が次の各号の一に該当した場合は、奨学生の採用を取り消すものとする。

- (1) 広島県内の大学へ進学できなかった(しなかった)とき。
- (2) 第6条2項に定める提出書類を特別な理由なく所定の期日までに提出されないとき。

(奨学金の給付の休止、停止)

第8条 代表理事は、奨学生が休学し、又は3か月以上にわたって欠席をした場合、奨学金の給付を休止または停止することができる。なお、本条でいう「休止」とは給付時期を延期すること、「停止」とは一定期間の給付を行わないことをいう。

(奨学金の給付の復活)

第9条 代表理事は、前条の規定により奨学金の給付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。ただし、休止または停止された時から1年を経過した場合は、この限りではない。

(奨学金の給付の打ち切り)

第10条 代表理事は、奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。なお本条でいう「打ち切り」とは奨学金の給付を受ける権利を取り消し、以後の奨学金給付を行わないことをいう。

- (1) 第12条に定める提出書類を特別な理由なく所定の期日までに提出されないとき。
- (2) 第13条に定めた届出の履行を怠ったとき。
- (3) 各届出、報告、申請内容を故意に偽装した場合。
- (4) 留年したとき。
- (5) 退学したとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (8) 学業成績または素行が不良になったとき。
- (9) 大学内または大学外の秩序を乱す等の行為があったとき。
- (10) 奨学金を給付目的に沿わない用途に使用した場合。
- (11) 疾病、不慮の事故、災難などのために成業の見込みがなくなった場合。
- (12) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

その他第3条の規定する奨学生としての資格を失ったとき及び奨学生の経済状況が劇的に改善したと認められる場合。

(奨学金の返還)

第11条 代表理事は、第10条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

第3章 奨学生の義務

(各種書類の提出)

第12条 奨学生は、毎年4月30日までに以下の書類を代表理事宛に提出しなければならない。

(1) 成績・単位取得証明書

(2) 在学証明書(卒業または修了にあたっては、在学証明書に替えて、卒業証明書または修了証明書)

(3) 生活状況報告書

(4) 本人の戸籍謄本(筆頭者と養育者が違う場合は養育者の戸籍謄本もあわせて提出すること。)

2 奨学生は、毎年10月31日までに在学証明書を提出しなければならない。

3 奨学金の給付を受けた奨学生はその都度、指定の期日までに奨学金受領書を提出しなければならない。

4 奨学生は、当財団が指定する提出物を指定期日までに提出しなければならない。

5 奨学生は、年1回開催される奨学生報告会に生活状況の報告をしなければならない。

(異動の届出)

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により代表理事宛に届け出なければならない。

(1) 退学、または転学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 休学または長期にわたって欠席するとき。

(4) 復学したとき。

(5) 留学するとき。

(6) 本人または保護者の住所、氏名、電話番号その他重要な事項に変更があった場合。

(6)

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月15日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月15日から改正施行する。

ただし、第4条第1項の改正規定については令和6年4月1日から施行する。